様式第６号（第10条関係）

御宿町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書

年　　月　　日

　御　宿　町　長

補助決定者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　年　　月　　日付け　　　第　　　号をもって御宿町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付決定を受けた補助対象設備の導入が完了したので、御宿町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金交付決定額 | 円 |
| 工事完了日  ※電気自動車・プラグインハイブリッド自動車にあっては自動車検査証の登録日 | 年　　　月　　　日 |
| 私の住民登録について町長が確認することに、  【同意します。 ・ 同意しません。】  ※同意したときは、添付書類のうち９の提出は必要ありません。 | |

該当するものに☑

|  |
| --- |
| □　補助対象設備は未使用品  （電気自動車・プラグインハイブリッド自動車にあっては新車）である。 |
| □　補助対象設備は各法令、制度、手続等に準拠し、設置等されている。 |

（添付書類）

１　補助対象設備の概要（様式第６号別紙）

２　補助対象設備の設置費等の支払いを証する書類・内訳書の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合を除く。）(例：領収書)

３　補助対象設備の設置状況が確認できる写真

※電気自動車にあっては、保管場所において撮影した写真

※窓の断熱改修の場合は、申請時の設置予定箇所へ設置したことがわかること

４　補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し（窓の断熱改修にあっては、窓の性能を証明する書類の写しでも差し支えない。）※電気自動車、プラグインハイブリッド自動車を除く。

５　定置用リチウムイオン蓄電システムの場合は、補助対象設備を設置する住宅に住宅用太陽光発電設備が設置されていることを証する書類

６　窓の断熱改修の場合は、補助対象設備を設置する住宅が工事着工する前日までに建築工事が完了していることを証する書類（例：検査済証の写し）

７　電気自動車等の場合は、以下の書類

　ア　電気自動車等を購入する者が居住する住宅が実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車に充電できることを証する書類

　イ　自動車検査証の写し（自動車検査証が電子化されている場合は、自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し）

　ウ　別表３において、住宅用太陽光発電設備及びＶ２Ｈ充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、Ｖ２Ｈ充放電設備を設置していることを証する書類

８　Ｖ２Ｈ充放電設備の場合は、補助対象設備を設置する住宅が実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車が導入されていることを証する書類

（例：売電明細の写し、設置状況及び設置機器が確認できる写真、自動車検査証の写し）

９　住民票の写し

10　その他町長が必要と認める書類